

特記仕様書

| | |
|------|----------------------------------|
| 業務番号 | 24 - B05D |
| 業務名 | 平成24年度 PA と一体的な地域振興拠点整備に係る物件調査業務 |
| 業務場所 | 船井郡京丹波町 曽根 地内 |
| 履行期間 | 契約日の翌日から平成24年 8月31日 |

(業務内容)

調査) 非木造建物の調査及び積算 N = 1 棟 、木造建物の調査及び積算 N = 1 棟
付帯工作物の調査及び積算 N = 2 箇所、
立竹木の調査及び積算 苗木(植林畑) A = 8 a

(調査業務)

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか「用地調査等標準仕様書」(平成13年4月近畿地区用地対策連絡協議会)によるものとする。

(算定資料)

補償金額の算定は、「損失補償標準算定書」(平成23年度京都府用地対策連絡協議会)及び「建物・工作物補償標準単価表」(平成23年度近畿地区用地対策連絡協議会)により行うものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督員の指示に従うものとする。

(成果品の提出)

報告書は、製本2部及び電子データ1部を提出するものとする。

(打合せ等)

打合せ時又は業務計画書作成時には原則として主任技術者が立ち会うものとする。

(資料等の支給及び返却)

貸与する資料等は、次のとおりとする

| 資料の名称 | 単位 | 数量 | 貸与場所 | 返納場所 | 摘要 |
|--|----|----|------|------|--|
| 京丹波町 平成23年度 PA と一体的な地域振興 拠点整備に係る測量業務 | 1 | 式 | 京丹波町 | 京丹波町 | 電子データ |
| 京丹波町 平成23年度 PA と一体的な地域振興 拠点整備に係る用地測量業務 | 1 | 式 | 京丹波町 | 京丹波町 | 電子データ 業務中 (平成24年6月29日まで) |
| 京丹波町 平成23年度 PA と一体的な地域振興 拠点整備に係る基本計画策定業務 | 1 | 式 | 京丹波町 | 京丹波町 | 電子データ 道路予備設計資料 業務中 (平成24年5月30日まで) |
| 近畿地方整備局福知山河川国道事務所 丹波綾部道路 用地測量成果 | 1 | 式 | 京丹波町 | 京丹波町 | 電子データ |

(その他の特記事項)

- 1 立木調査は、巾杭設置予定時期(平成24年7月)以降に着手できる見込みである。
- 2 業務期間中現道上で交通危害の恐れがある場合は、有能な保安要員、保安施設を配置し、現道交通の確保に努めなければならない。
- 3 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

(業務カルテ作成・登録)

受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完

了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(土地への立入り等)

- 1 調査業務を実施する場合、作業班の内1人は必ず身分証明書を携帯して業務に当たるものとする。
- 2 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- 3 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4 身分証明書の発行対象者は原則として、主任技術者とする。ただし作業班の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
- 6 強制立入等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。
- 7 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失については受注者の負担とする。